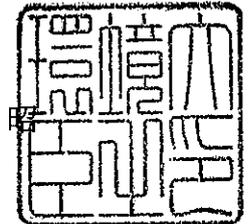


諮問 第 510 号
環水大水発第 1906193 号
令和元年 6 月 19 日

中央環境審議会会長
武内和彦 殿

環境大臣
原田 義



瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、きれいで豊かな海の確保に向けた瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について、貴審議会の意見を求める。

(諮問理由)

平成 27 年 10 月に施行された瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）において、瀬戸内海を多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とするため、環境保全に関する施策は、規制の措置のみならず、藻場・干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の措置を併せて講ずることや、湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行うことが位置づけられた。

また、検討条項として、改正法附則において、「政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努めるものとし、その成果を踏まえ、この法律の施行後五年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」（改正法附則第 2 項）及び「政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、新法第五条第一項に規定する特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」（改正法附則第 3 項）と規定された。

こうした状況を踏まえ、きれいで豊かな海の確保に向けた瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第 1076 号
令和元年 6 月 19 日

中央環境審議会水環境部会
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について（付議）

令和元年 6 月 19 日付け諮問第 510 号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、水環境部会に付議する。

中央環境審議会水環境部会の小委員会の設置について

平成 22 年 8 月 25 日
水 環 境 部 会 決 定
平成 25 年 4 月 10 日改正
平成 26 年 9 月 11 日改正

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）
第 8 条第 1 項の規定に基づき、中央環境審議会水環境部会に置く小委員会につ
いて次のとおり定める。

1. 中央環境審議会水環境部会に、瀬戸内海環境保全小委員会を置く。
2. 瀬戸内海環境保全小委員会においては、瀬戸内海環境保全特別措置法（法
律第 110 号）（以下「法」という。）に関する以下の事項について調査審
議する。
 - （1）法第 3 条第 2 項（基本計画）
 - （2）法第 13 条第 2 項（埋立て等についての基本的な方針）
 - （3）その他法の施行状況の点検及びその結果に基づく所要の措置
3. 瀬戸内海環境保全小委員会の決議は、部会長の同意を得て、水環境部会の
決議とすることができる。
4. 部会長は、瀬戸内海環境保全小委員会に出席し、意見を述べることができ
る。

[瀬戸内海環境保全小委員会 (第 15 回・9 月 10 日開催) 資料 2]

「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方」に係る検討の進め方について

本年度は、過年度までの主な課題の整理結果等を踏まえつつ、瀬戸内法の施行状況等を勘案した上で、課題解決に向けた方策等を検討し、瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方 (答申) についてとりまとめる。

次のとおり審議を進める。

過年度までの検討

- 栄養塩類と水産資源の関係等に係る調査・検討 (平成 27 ~ 29 年度)
- 湾・灘ごとの総合検討
 - 地域の課題等についてのヒアリング (「水質の保全及び管理」及び「水産資源の持続的な利用の確保」を中心に実施) (平成 30 年度)
 - 湾・灘ごとの水環境等の状況の整理 (平成 30 年度)
 - 「水環境等と水産資源に係る主な課題」のとりまとめ (平成 30 年度)

< 令和元年度 >

方策の在り方についての検討に係る背景等の確認、今後の進め方の検討
 第 14 回小委員会 (令和元年 6 月 25 日)

関係機関等からヒアリングの実施 第 15 回小委員会 (9 月 10 日) 以降
 第 16 回 (9 月 25 日) 第 17 回 (10 月 8 日) 第 18 回 (10 月 18 日) を予定
 (ヒアリング項目)

- 1) 地域の課題等 (過年度のヒアリングの積み残し項目である「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」及び「自然景観及び文化的景観の保全」を中心に実施)
- 2) 課題解決に向けた今後の必要な方策
- 3) 関係行政機関における瀬戸内法の施行状況等
- 4) 関係研究機関等による最新の調査・研究の実施状況等 等

(ヒアリング対象)
 表 1 のとおり。ただし、追加的なヒアリングの必要性を随時検討する。

ヒアリング結果のとりまとめ・論点整理

方策の在り方について (素案) の審議

一般意見の募集 (パブリックコメント)

とりまとめ (答申)

表1 令和元年度 瀬戸内海環境保全小委員会におけるヒアリング 一覧

	ヒアリング対象者
関係府県	大阪府
	兵庫県
	岡山県
	広島県
	山口県
	徳島県
	香川県
	愛媛県
学識者	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻 教授 西田 修三
	関西学院大学総合政策学部総合政策学科 教授 佐山 浩
	徳島大学環境防災研究センター 教授 上月 康則
	広島工業大学 名誉教授 上嶋 英機
漁業関係	瀬戸内海関係漁連・漁協連絡会議
地域団体	笠岡市立カプトガニ博物館
	特定非営利活動法人里海づくり研究会議
	特定非営利活動法人水辺に遊ぶ会
研究機関	国立研究開発法人国立環境研究所地域環境研究センター
	国立研究開発法人水産研究・教育機構
	瀬戸内海区水産研究所生産環境部環境動態グループ
	国立研究開発法人水産研究・教育機構
	瀬戸内海区水産研究所生産環境部藻場生産グループ
関係省庁	文部科学省
	農林水産省
	国土交通省
	環境省

敬称略

白は第15回、黄は第16回、橙は第17回、青は第18回のヒアリング対象者
審議の中で追加的なヒアリングの必要性を随時検討する。